

議案第 43 号

伊賀市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

伊賀市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 22 年伊賀市条例第 28 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市庁舎の建設」の次に「及び整備」を加え、「庁舎建設を円滑に行うため」を「庁舎の建設及び整備を円滑に行うため」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。